

「いじめは、どの子にもおこりえる」「いじめは、絶対に許されない」

「いじめられた子もいじめた子も、大切な下市の子」

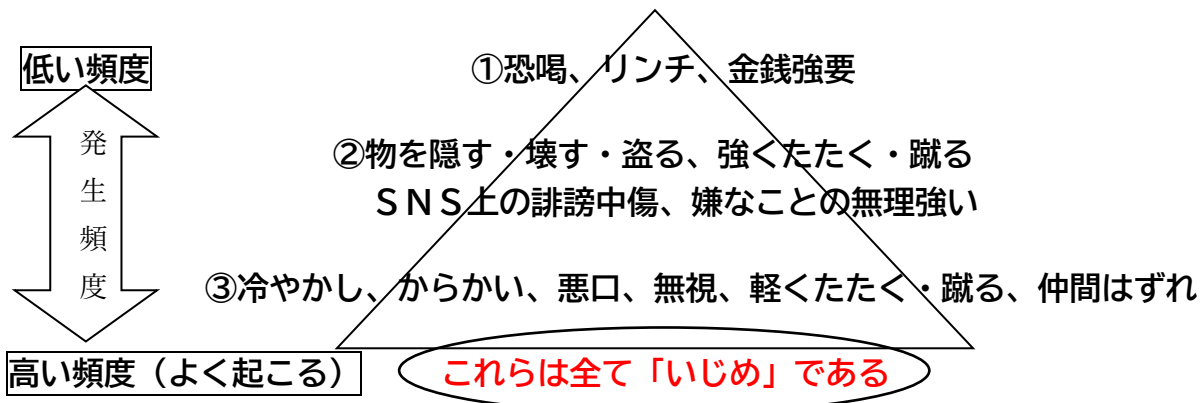
はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがある重大な人権問題である。

本校では、いじめの絶無を目指し、いじめの未然防止に努める。また、「いじめは、どの子にもおこりえる」「いじめは、絶対に許されない」という認識のもと、常にアンテナを張り巡らせることで早期発見につなげ、積極的に認知し、丁寧に対応する。

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義



「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

（「いじめ防止対策推進法第2条」（平成25年法律第71号）より）

心理的又は物理的な影響を与える行為には、以下の行為も含まれる。

「継続しておらず、一度のみ行われた行為」

「親切心で行われた行為」

「仕返しや偶発的な行為」

(2) 未然防止

いじめ防止対策委員会で「いじめ防止基本方針」を策定する。全ての生徒が安心して生活できる学校にする。そのために、まず、生徒一人ひとりの人権意識の高揚と思いやりの心を育む。その上で、互いを尊重する集団づくりをする。つまり、互いに努力したことを認め合える関係、自分の個性を出し、他者の個性を受け入れられる関係づくりをする。さらに、困ったことや悩みごとがあればすぐに相談できる雰囲気醸成する。

(3) 早期発見

教職員は常にアンテナを張り巡らせ、互いに連携し、小さな変化に気づけるようにする。また、児童生徒からの相談には常日頃から真摯に対応することを心がけ、相談することで救われると思える環境をつくる。定期的にアンケートを実施し、被害者からだけでなく周囲の目から見たいじめにも対応する。

(4) 積極的な認知とその判断

「些細なことを見逃さないで」、被害者の気持ちに寄り添い、いじめと認知して、解消に向けて対応することが大切である。認知件数が増えたとしてもそれは全員の意識が高まったと考えることができる。悪ふざけやからかいなどで済ませることなく、いじめとして指導に当たる。

事実確認を丁寧にかつ確実に言い、その行為がいじめに当たるか否かは法に照らし合わせ判断する。誰かが一人で判断するのではなく、「いじめ防止対策委員会」で組織的に行う。

(5) いじめ対応

被害児童生徒を全力で守る。加害児童生徒に対しては、どの行為がいじめに当たるのかを丁寧に説明し、反省を促し再発を防ぐ。あわせて、周りの児童生徒に「いじめを許さない」意識と態度を持たせる。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2点が満たされる必要がある。そのためにも、いじめに係る行為が止んでから、おおむね3カ月は支援と指導を行っていく必要がある。その後、双方の確認の上、いじめ解消とする。

2 重大事態

児童生徒の「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」のある場合は、速やかに町教育委員会に報告を行うとともに、緊急いじめ対策会議を開き、早急に調査を行い事態の解決に当たる。

おわりに

「いじめは、どの子にもおこりえる」と頭で分かっているにもかかわらず、実際被害者や加害者になることは誰にとっても辛いことである。下市あきつ学園は、それを未然に防ぐことを最優先とする。いじめが起これば積極的に認知し、被害者を全力で守る。その上で、被害者も加害者も大切な下市あきつ学園の児童生徒であるということを念頭に置き、指導と支援を丁寧に行う。そうすることで、全ての児童生徒を大切にし、いじめのない安心できる学校にする。